令和6年度 就学援助費の申請について

志摩市教育委員会では、お子さまを公立の小・中学校へ通学させるうえで、経済的にお困りの保護者の方に対し、 学用品費などを援助する『就学援助制度』を設けています。希望する方は、以下の内容をご確認いただき申請してく ださい。

1. 就学援助費を受けることができる方

次のいずれかに該当し、志摩市に住民票を有する保護者

- ① 生活保護を受けている(対象:小学6年生、中学校3年生)
- ② 個人事業税または固定資産税の減免・免除、もしくは市民税の非課税や減免を受けている
- ③ 国民年金保険料または国民健康保険税の減免を受けている
- ④ 児童扶養手当を支給されている
- ⑤ 生活更生資金等による貸付けを受けている
- ⑥ 志摩市教育委員会が定める生活保護基準額の1.4倍未満の所得である(世帯員全員の所得で判定します)
- (7) その他、志摩市教育委員会が必要と認めた者

【参考】⑥の世帯の所得で判定する場合の目安

家族構成	世帯の合計所得金額		
2人(35歳、8歳)	約198万円以下		
3人(37歳,35歳,8歳)	約263万円以下		
4人(37歳,35歳,8歳,4歳)	約303万円以下		
5人(37歳,35歳,14歳,8歳,4歳)	約379万円以下		

- ※上記の所得基準は世帯構成・人数・年齢などによって異なりますので、あくまでおおよその目安としてください。
- ※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合は、所得金額から 10 万円(10 万円未満の場合はその額)を控除した額を所得金額とします。

2. 申請手続き方法

申請に必要なもの

- ・ 必要事項を記入した「就学援助費申請書(委任状・口座振替依頼書)」
- ※ 令和6年1月2日以降に志摩市へ転入された方は、同居者全員の令和6年度の所得証明書を添付してください(令和6年1月1日の住所地で交付を受けてください)。

〇 申請書提出先

- ・小中学校在籍の児童生徒の保護者 ⇒ 児童生徒が在籍している学校または志摩市教育委員会学校教育課
- ※ きょうだいが小中学校にいる場合は、学年が1番上の児童生徒が在籍する小中学校へ提出してください(申請書は1世帯1枚の提出です)。

3. 審査について

- 〇保護者から提出された申請書については、認定基準に基づき審査を行い、審査結果は学校を通じて通知します。
- 〇世帯全員(住民基本台帳に登録の家族全員)の合計所得で審査します。<u>税の申告がお済みでない場合は審査できま</u>せんので、所得がない方も必ず税の申告を済ませてください。
 - ※単身赴任等により別居している場合でも、生計が同一となり審査の対象に含まれる場合があります。
- 4. 就学援助費の支給内容・時期

※申請時期により支給されない費目があります。

○支給内容:新入学児童生徒学用品費(対象:小・中学1年生)、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、 医療費(学校健診による学校保健安全法に基づく疾病のみ対象。福祉医療費助成制度との併用不可)

- ○支給時期:7・12・3月の年3回に分けて支給します
- ○学校徴収金に未納がある場合は、学校長口座に振り込むことがあります。
- 〇生活保護受給世帯は、小学6年生または中学3年生の児童生徒の修学旅行費のみが就学援助費で支給されます
- ■令和6年度年間支給予定額(参考)

費目	小学校		中学校	
	1年生	2~6年生	1年生	2~3年生
学用品費	11,640円		22,740円	
通学用品費	-	2,270円	ı	2,270円
新入学児童生徒学用品費	57,060円	_	63,000円	-
校外活動費(宿泊あり)	実績額(限度額3,690円)		実績額(限度額6,210円)	
校外活動費(宿泊なし)	実績額(限度額1,600円)		実績額(限度額2,310円)	
修学旅行費(小学校6年生、中学校3年生のみ)	-	実績額 (6年生のみ)	-	実績額 (3年生のみ)

- ※上記の年間支給額は4月までに認定された場合の金額です。
- ※5 月以降に申請があった場合は、認定月以降の学用品費及び通学用品費を月割額で支給します。

校外活動費及び修学旅行費については、認定日以降に実施した場合のみ支給します。

- ※新入学児童生徒学用品費は当該年度4月末日までの申請分に限り支給します。その後に申請があった場合は、 通学用品費を月割額で支給します。
- ※医療費は学校健診による学校保健安全法に基づく疾病のみ対象です。

5. 新入学児童生徒学用品費の支給について

- 〇新入学児童生徒学用品費(対象:小・中1年生)は、入学前の令和6年3月19日に支給予定です。
- ○次のいずれかに該当する場合は、対象にはなりません。
- ・令和6年3月末日以前に志摩市外に転出される場合
- ・令和6年4月に志摩市の小中学校に入学されない場合

6. その他

- 〇特別支援学級に在籍の児童生徒は、特別支援教育就学奨励費の対象者となります。
 - 申請書の案内は令和6年4月下旬ごろに配布します。※就学援助費との併用は出来ません。
- ■就学援助は、児童生徒が円滑に学校生活を送るための制度です。虚偽の申請や目的外の使用が発覚した場合は、認定を取り消すことがあります。
- ■ご不明な点がありましたら、以下にお問い合わせください。